

トヨタ自動車株式会社「トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価書」に係る確定通知について

令和元年 9月26日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、トヨタ自動車株式会社「トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、トヨタ自動車株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けたトヨタ自動車株式会社は、同条第2項の規定に基づき、愛知県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧（1か月間）し、住民へ周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年 7月22日
環境大臣意見受理	平成28年10月 7日
経済産業大臣意見発出	平成28年10月18日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年12月 5日
意見の概要等受理	平成29年 1月31日
愛知県知事意見受理	平成29年 3月29日
経済産業大臣勧告発出	平成29年 5月 1日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成30年 9月10日
意見の概要等受理	平成30年11月15日
愛知県知事意見受理	平成31年 3月 8日
環境大臣意見受理	平成31年 3月22日
経済産業大臣勧告発出	令和元年 5月24日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和元年 9月 6日
環境影響評価書確定通知	令和元年 9月26日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、須之内、松崎
電話03-3501-1742（直通）